

議第34号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）第4条第2項第1号に規定する促進区域として地域経済牽引事業促進法第6条に規定する同意基本計画に定められた県内の区域をいう。

第2条に次の1号を加える。

(8) 促進区域内対象施設 地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち、次に掲げる要件に該当するものをいう。

ア 一の施設（一の家屋または用途上不可分の関係にある2以上の家屋であつて一団の土地にあるものに限る。）であつて当該施設の用に供する家屋を構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号または法人税法施行令第13条第1号に掲げるものに限る。）および当該家屋の敷地である土地（地域経済牽引事業促進法第13条第4項または第7項の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認の日以後に取得した土地であつて、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。第6条において同じ。）の取得価額の合計額が1億円（農林漁業およびその関連業種（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業およびゴム製品製造業ならびに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業および家具・建具卸売業をいう。）に係るものにあつては、5,000万円）を超えるものであること。

イ 当該促進区域内対象施設に係る家屋につき当該促進区域内対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床

面積（以下この号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうち当該促進区域内対象施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が2分の1以上のものであること。

第7条を第8条とし、第6条中「前3条」を「第3条から前条まで」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（促進区域における不動産取得税の不均一課税）

第6条 促進区域内において地域経済牽引事業促進法第13条第4項または第7項の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けた者であつて、当該承認の日から平成35年3月31日まで（地域経済牽引事業促進法第14条第2項の規定により当該承認を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に促進区域内対象施設を設置した者について、当該促進区域内対象施設の用に供する家屋（当該促進区域内対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）またはその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、県税条例第39条の3に定める税率に10分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をする。

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、平成31年4月1日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項または第7項の承認を受けた者が当該承認を受けた日以後に取得した新条例第6条に規定する家屋またはその敷地である土地に係る不動産取得税について適用する。